

岩沼市農業委員募集要項

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）に基づく岩沼市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）の任期が令和9年2月に満了となることから、以下のとおり新たな農業委員の募集を行います。

1. 募集人数、任期等

(1) 募集人数

14人（うち中立委員1名以上）

※ 法令において、認定農業者等が農業委員の一定割合を占めること、農業委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者（中立委員）を含めること、年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないこと等の規定があります。

(2) 任期

令和9年2月19日（金）から令和12年2月18日（月）まで
（3年間）

(3) 身分

地方自治法第203条の2に規定する岩沼市の特別職の非常勤職員

(4) 報酬

非常勤の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和33年条例第5号）に基づき支給します。

○委員（例）

基本給 月額25,000円

能率給（活動実績） 月額 6,000円

能率給（成果実績） 農林水産省が定める算式に基づき算出した額

2. 職務内容

(1) 農地法及び関連法に基づく、審査、許可等業務

これらに関連する現地調査を含む各種調査等を行い、月1回以上の会議に出席し、議案の審議等を行います。

(2) 農地等の利用の最適化を推進するための業務

担い手等への農地の集積・集約、遊休農地等の発生防止・解消などの

取組を行います。また、本業務を主として行う農地利用最適化推進委員と連携を図りながら、効果的に業務を行います。

(3) 農家からの相談対応及び農家への助言・指導業務

農家からの農業に関する様々な相談に対応するとともに、適切な助言及び指導を行います。

(4) 各種会議、研修会等への出席

農業委員の業務に関連する各種会議及び研修会に出席し、農業委員会の業務に主体的に取り組みます。

3. 推薦を受ける方、応募する方の資格

農業委員として推薦を受けることができる方、または、応募することができる方は、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌する事項に関して、その職務を適切に行うことができる方でなければなりません。また、以下のいずれかに該当する方は、農業委員になることができません。

- ① 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4. 募集期間

令和8年7月10日（金）から令和8年8月10日（月）まで ※必着

5. 応募方法及び推薦・応募様式

規定の様式に必要事項を記入の上、郵送または持参により、岩沼市市民経済部産業振興課まで提出してください。

※ 持参される場合は、市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

(1) 農業者（3名以上）からの推薦の場合

- ・岩沼市農業委員候補者届（様式第1号）
- ・岩沼市農業委員推薦書（様式第3号）

(2) 農業者により組織される法人若しくは団体又はその他の関係者から推薦の場合

- ・岩沼市農業委員推薦書（様式第2号）
- ・岩沼市農業委員候補者届（様式第1号）

(3) 応募の場合

- ・岩沼市農業委員候補者届（様式第1号）
- ・岩沼市農業委員応募届出書（様式第4号）

6. 選考方法

提出された書類をもとに岩沼市が設置する農業委員候補者評価委員会を開催し、審査を行います。必要に応じて面接等を行う場合があります。

7. 選考結果の通知

結果は、推薦及び応募された方に文書で通知します。

8. 応募者等の公表について

募集期間の中間（7月下旬）及び期間終了後（8月下旬）に、推薦する方（推薦者）、推薦を受ける方（候補者）、応募者それぞれの書類の記載事項について、住所等を除いた情報を市ホームページへの掲載により公表します。

9. 個人情報の取扱い

募集に際して提出された書類等は返却しません。なお、募集に関して取得した個人情報は、選考に関する事務以外の目的では使用しません。また、提出された書類の記載内容を確認するため、必要に応じて関係機関に照会を行います。

10. その他

農業委員と農地利用最適化推進委員の両方に推薦・応募できますが、両方の委員を兼ねることはできません。

11. 提出先及び問合せ先

岩沼市市民経済部産業振興課（岩沼市役所3階）

〒989-2480 岩沼市桜一丁目6番20号

電話：0223-22-0537

FAX：0223-22-1264